

湯河原町温泉事業条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行		改 正 後		備 考																																																																																																																												
(温泉買上料) 第8条 (略) 2 1月の温泉買上料基準額は、次に掲げる額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条第1号に規定する税率及び当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た率を合計した率（以下「消費税率等」という。）に1を加えた率を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。 (1) 権利温泉 毎分時 1.8リットル当たり <u>9,340円</u> (2) 保証貸与温泉 毎分時 1.8リットル当たり <u>10,310円</u> (3) 臨時貸与温泉 毎分時 1.8リットル当たり <u>11,270円</u> (使用料金) 第26条 温泉使用料金は、1月につき次の表により計算した額に、消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、休業又は一時中止の場合でも、基本料金は納入するものとする。 温泉使用料金 <table><tr><th rowspan="3">区分</th><th colspan="4">従量制使用料金</th><th colspan="4">定量制使用料金</th></tr><tr><th colspan="2">基本料金（配湯持分量1立方メートルにつき）</th><th>使用料1立方メートルにつき</th><th>超 過 料 金1立方メートルにつき</th><th colspan="2">基本料金（配湯持分量1立方メートルにつき）</th><th>使 用 料 1.8リットル毎分時当たりにつき</th><th></th></tr><tr><th>営業</th><th>一般</th><th></th><th></th><th>営業</th><th>一般</th><th></th><th></th></tr><tr><td>権 利 配 湯 使 用 料</td><td><u>98円</u></td><td><u>160円</u></td><td><u>249円</u></td><td><u>413円</u></td><td><u>49円</u></td><td><u>80円</u></td><td><u>19,340円</u></td><td></td></tr><tr><td>保 証 貸 与 配 湯 使 用 料</td><td><u>98円</u></td><td><u>160円</u></td><td><u>343円</u></td><td><u>413円</u></td><td><u>49円</u></td><td><u>80円</u></td><td><u>22,290円</u></td><td></td></tr><tr><td>臨 時 貸 与 配 湯 使 用 料</td><td><u>98円</u></td><td><u>160円</u></td><td><u>386円</u></td><td><u>413円</u></td><td><u>49円</u></td><td><u>80円</u></td><td><u>25,070円</u></td><td></td></tr><tr><td>施 設 使 用 配 湯 料</td><td colspan="3">(略)</td><td><u>413円</u></td><td colspan="4">(略)</td><td></td></tr></table> 備考 1 (略) 3 (略)		区分	従量制使用料金				定量制使用料金				基本料金（配湯持分量1立方メートルにつき）		使用料1立方メートルにつき	超 過 料 金1立方メートルにつき	基本料金（配湯持分量1立方メートルにつき）		使 用 料 1.8リットル毎分時当たりにつき		営業	一般			営業	一般			権 利 配 湯 使 用 料	<u>98円</u>	<u>160円</u>	<u>249円</u>	<u>413円</u>	<u>49円</u>	<u>80円</u>	<u>19,340円</u>		保 証 貸 与 配 湯 使 用 料	<u>98円</u>	<u>160円</u>	<u>343円</u>	<u>413円</u>	<u>49円</u>	<u>80円</u>	<u>22,290円</u>		臨 時 貸 与 配 湯 使 用 料	<u>98円</u>	<u>160円</u>	<u>386円</u>	<u>413円</u>	<u>49円</u>	<u>80円</u>	<u>25,070円</u>		施 設 使 用 配 湯 料	(略)			<u>413円</u>	(略)					(温泉買上料) 第8条 (略) 2 1月の温泉買上料基準額は、次に掲げる額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条第1号に規定する税率及び当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た率を合計した率（以下「消費税率等」という。）に1を加えた率を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。 (1) 権利温泉 毎分時 1.8リットル当たり <u>10,340円</u> (2) 保証貸与温泉 毎分時 1.8リットル当たり <u>11,310円</u> (3) 臨時貸与温泉 毎分時 1.8リットル当たり <u>12,270円</u> (使用料金) 第26条 温泉使用料金は、1月につき次の表により計算した額に、消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、休業又は一時中止の場合でも、基本料金は納入するものとする。 温泉使用料金 <table><tr><th rowspan="3">区分</th><th colspan="4">従量制使用料金</th><th colspan="4">定量制使用料金</th></tr><tr><th colspan="2">基本料金（配湯持分量1立方メートルにつき）</th><th>使用料1立方メートルにつき</th><th>超 過 料 金1立方メートルにつき</th><th colspan="2">基本料金（配湯持分量1立方メートルにつき）</th><th>使 用 料 1.8リットル毎分時当たりにつき</th><th></th></tr><tr><th>営業</th><th>一般</th><th></th><th></th><th>営業</th><th>一般</th><th></th><th></th></tr><tr><td>権 利 配 湯 使 用 料</td><td><u>107円</u></td><td><u>174円</u></td><td><u>271円</u></td><td><u>450円</u></td><td><u>53円</u></td><td><u>87円</u></td><td><u>21,080円</u></td><td></td></tr><tr><td>保 証 貸 与 配 湯 使 用 料</td><td><u>107円</u></td><td><u>174円</u></td><td><u>374円</u></td><td><u>450円</u></td><td><u>53円</u></td><td><u>87円</u></td><td><u>24,300円</u></td><td></td></tr><tr><td>臨 時 貸 与 配 湯 使 用 料</td><td><u>107円</u></td><td><u>174円</u></td><td><u>421円</u></td><td><u>450円</u></td><td><u>53円</u></td><td><u>87円</u></td><td><u>27,330円</u></td><td></td></tr><tr><td>施 設 使 用 配 湯 料</td><td colspan="3">(略)</td><td><u>450円</u></td><td colspan="4">(略)</td><td></td></tr></table> 備考 1 (略) 3 (略) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 (温泉買上料に関する経過措置) 2 改正後の第8条の規定は、令和8年4月1日以後の計量に係る温泉買上料について適用し、同年3月31日までの計量に係る温泉買上料については、なお従前の例による。 (温泉使用料金に関する経過措置) 3 改正後の第26条の規定は、令和8年4月のメータの点検日後の配湯に係る温泉使用料金について適用し、当該メータの点検日までの配湯に係る温泉使用料金については、なお従前の例による。		区分	従量制使用料金				定量制使用料金				基本料金（配湯持分量1立方メートルにつき）		使用料1立方メートルにつき	超 過 料 金1立方メートルにつき	基本料金（配湯持分量1立方メートルにつき）		使 用 料 1.8リットル毎分時当たりにつき		営業	一般			営業	一般			権 利 配 湯 使 用 料	<u>107円</u>	<u>174円</u>	<u>271円</u>	<u>450円</u>	<u>53円</u>	<u>87円</u>	<u>21,080円</u>		保 証 貸 与 配 湯 使 用 料	<u>107円</u>	<u>174円</u>	<u>374円</u>	<u>450円</u>	<u>53円</u>	<u>87円</u>	<u>24,300円</u>		臨 時 貸 与 配 湯 使 用 料	<u>107円</u>	<u>174円</u>	<u>421円</u>	<u>450円</u>	<u>53円</u>	<u>87円</u>	<u>27,330円</u>		施 設 使 用 配 湯 料	(略)			<u>450円</u>	(略)					
区分	従量制使用料金				定量制使用料金																																																																																																																											
	基本料金（配湯持分量1立方メートルにつき）		使用料1立方メートルにつき	超 過 料 金1立方メートルにつき	基本料金（配湯持分量1立方メートルにつき）		使 用 料 1.8リットル毎分時当たりにつき																																																																																																																									
	営業	一般			営業	一般																																																																																																																										
権 利 配 湯 使 用 料	<u>98円</u>	<u>160円</u>	<u>249円</u>	<u>413円</u>	<u>49円</u>	<u>80円</u>	<u>19,340円</u>																																																																																																																									
保 証 貸 与 配 湯 使 用 料	<u>98円</u>	<u>160円</u>	<u>343円</u>	<u>413円</u>	<u>49円</u>	<u>80円</u>	<u>22,290円</u>																																																																																																																									
臨 時 貸 与 配 湯 使 用 料	<u>98円</u>	<u>160円</u>	<u>386円</u>	<u>413円</u>	<u>49円</u>	<u>80円</u>	<u>25,070円</u>																																																																																																																									
施 設 使 用 配 湯 料	(略)			<u>413円</u>	(略)																																																																																																																											
区分	従量制使用料金				定量制使用料金																																																																																																																											
	基本料金（配湯持分量1立方メートルにつき）		使用料1立方メートルにつき	超 過 料 金1立方メートルにつき	基本料金（配湯持分量1立方メートルにつき）		使 用 料 1.8リットル毎分時当たりにつき																																																																																																																									
	営業	一般			営業	一般																																																																																																																										
権 利 配 湯 使 用 料	<u>107円</u>	<u>174円</u>	<u>271円</u>	<u>450円</u>	<u>53円</u>	<u>87円</u>	<u>21,080円</u>																																																																																																																									
保 証 貸 与 配 湯 使 用 料	<u>107円</u>	<u>174円</u>	<u>374円</u>	<u>450円</u>	<u>53円</u>	<u>87円</u>	<u>24,300円</u>																																																																																																																									
臨 時 貸 与 配 湯 使 用 料	<u>107円</u>	<u>174円</u>	<u>421円</u>	<u>450円</u>	<u>53円</u>	<u>87円</u>	<u>27,330円</u>																																																																																																																									
施 設 使 用 配 湯 料	(略)			<u>450円</u>	(略)																																																																																																																											